

取扱区分：「公開」

令和元年第12回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和元年12月6日(金) 15時32分

於：周南市役所 2階共用会議室 G

# 令和元年第 1 2 回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年12月6日(金) 午後15時32分 ~16時25分

2 場 所 周南市役所 2階 共用会議室 G

### 3 会議に付した議案

議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第44号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第45号	農業経営基盤強化促進法第18条による 農用地利用集積計画について	6件
報告第47号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第48号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	14件
報告第49号	非農地証明について	4件
報告第50号	農地所有適格法人報告書の提出について	1件

### 4 出席委員

第1番 藤井 孝 君	第3番 高橋 恵 君
第5番 秋 貞 啓 子 君	第6番 徳 本 勉 君
第7番 山 崎 光 夫 君	第8番 弘 中 壽 君
第9番 岩 田 実 君	第11番 松 田 孝 行 君
第12番 林 俊 一 君	第13番 竹 安 昌 巳 君
第14番 歳 光 時 正 君	第15番 原 田 雅 之 君
第16番 笠 井 保 雄 君 (職務代理者)	
第17番 西 田 孝 美 君 (会長)	

5 欠席委員

第2番 田 中 榮 作 君

第4番 佐 伯 伴 章 君

第10番 藤 原 典 子 君

6 関係課

農林課主査 大 木 幸 代

7 事務局職員

局 長 山 本 博 彦

次 長 原 田 省 二

次長補佐 時 重 智 一

書 記 松 原 義 孝

事務局長

皆さん、こんにちは。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願いいたします。  
します。

次に、総会の開始前に、議案書の修正が1件あります。

議案書2ページ、「議案43号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、6番につきまして、令和元年12月5日、申請者から取下げ書の提出がございましたので、削除をお願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中14名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第2番田中榮作委員、第4番佐伯伴章委員、第10番藤原典子委員の3名ございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午後15時32分 ～ ）

議長（西田会長）

皆さん、こんにちは。

それでは只今より、令和元年第12回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第9番岩田実委員、第3番高橋恵委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第43号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、2ページ、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1議案5件です。

それでは、1番について、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●に所在する農地の田、1筆の670平

方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、農業経営縮小を図るため、譲受人は、自宅に接しており、規模拡大を図るため、譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約48アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

1番藤井です、当該地は水稻が作付けされていました。

藤井 孝委員

今はもう、株しか残ってなかったのですが、確かに水稻が作付けされました。

譲渡人は、体力の衰え等で耕作地を減らしたい、譲受人はこれまで農業を続けていて、もう少し規模拡大をしたいということで、この話が纏りました、審議のほどお願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、2番について、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●に所在する農地の田、1筆の4,00

9平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、遠方に居住しており、高齢で管理が困難であるため、譲受人は、譲渡人から利用権で耕作している農地を売買希望により、譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約213アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

歳光 時正委員

14番歳光でございます、議案第43号農地法3条の規定による許可申請番号2について、11月29日西田会長と私で現地確認を行いました。

譲渡人は、千葉県在住のため電話で意思確認を行い、間違いないということであり、また譲受人は、利用権による耕作をしている土地であり、草刈等管理もされておりました。

自宅からも近く、現在水田1.6ヘクタール、畑800平方メートルを耕作されており、調査項目に従い調査を行いましたが、問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号3番を議題といたします。

事務局長

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、3番について、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の田、1筆の1、108平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、相続した農地を親族である譲受人に委譲したい、譲受人は、規模拡大、効率的な農業経営のため、譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約57アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

第15番原田です、議案第43号3番について補足説明いたします。

原田 雅之委員

去る12月2日に現地にて譲受人と、遠方のため譲渡人と電話にて意思確認しましたので、報告いたします。

申請地は、水稻が収穫された後、耕耘されており、周囲も草が刈られておりました。

両申請人は、親族で今までも譲受人が耕作しているとのことでした。

この度、譲渡人が相続したものの、耕作することもできず、今まで通り譲受人が耕作するので、譲渡したいとのことでした。

譲受人は、申請地を含め、亡くなった親族名義であった自宅近くの農地で長い間稲作を行っており、未相続であったそれら農地の相続手続きが完了して自己所有となったため、申請地も取得して効率的な経営に努めたいとのことでした。

農機具の保有状況も、トラクター1台、耕運機1台、草刈機2台、田植え機1台、軽トラ1台を保有しており、譲受人と奥さんが耕作するとのことでした。

譲受人は、今までも申請地及び近隣農地を耕作しており、周辺農家との連携も取れていると思います。

家族の協力もあり、問題ないと考えます、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、4番について、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の1，623平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、遠隔地で耕作する予定が無く、利用権設定をしている土地であり手放したいとのこと、譲受人が、利用権設定している土地であり、規模拡大、農業経営の維持を図るため、譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約83アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。



第14番

歳光 時正委員

14番歳光でございます、議案第43号農地法3条の規定による許可申請番号4について、11月29日会長と私で現地確認を行いました。

譲渡人は、埼玉県に在住のため、電話で意思確認を行いまして、贈与による所有権移転をするものです。

譲受人は、現在利用権により耕作している土地でありまして、譲渡人から話を伺い、今回の申請になったわけでありまして、管理もよくされており、隣の土地も譲受人が耕作している点、また調査項目に従い調査を行いました。が、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、5番について、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●に所在する農地の田、2筆の2、657平方メートルでございます。

権利移動につきましては、4番と同様の譲渡人は、遠隔地で耕作する予定が無く、利用権解約後譲渡したいとのこと、譲受人は、自宅近くでもあり利用権解約後、規模拡大、農業経営の維持を図るため、譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約296アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満

たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

歳光 時正委員

14番歳光でございます、議案第43号農地法3条の規定による許可申請番号5について、11月29日会長と私で現地確認を行いました。

譲渡人は、先ほどの番号4と同じであり、報告のとおりであります。

譲受人は、現在2.6ヘクタール以上の田を耕作されており、現地も宅地の近く回りの水田も耕作されており、現在の利用権設定者が他の人でありますが、今回解約し改めて譲受人と贈与による所有権設定を行うものです。

調査項目に従い調査を行いました、問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第44号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページ、4ページ、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案6件です。

それでは、1番について、ご説明いたします。

申請人は、東京都新宿区に本社がある売電事業を行っている法人です。

太陽光発電事業を行い事業規模拡大のため申請地を購入し、パネル設置面積653.13平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル

540枚を設置するものです。

申請地は、概ね日当たりが良く、道路にも隣接しています。

現在、耕作放棄地となっており、土地の有効活用のため、申請人の要望に応じたものです。

申請地は、●●支所から南西へ約370メートルに位置し、所在は大字●●字●●4315番、地積は327平方メートル、同じく4316番、地積は323平方メートル、同じく4323番1、地積は1,188平方メートルで合計1,838平方メートルになります。地目はどれも「田」です。

こちらが、分間図です。

続きまして、土地利用計画図です。

なお、申請地の南東部分は、南側の住宅や樹木により日陰となっています。

最後に、申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準につきまして、ご説明いたします。

まず、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流及び敷地内の自然浸透です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

弘中 壽員

8番の弘中です、去る3日に譲受人につきましては電話で、譲渡人につきましては面会をしまして、調査確認しました。

当該地域は、集落が密集しているところで、温泉施設であるとか、商業あるいは支所、郵便局等の中にあるところでございます。

議長（西田会長）

申請にあたっての許可の諸要件は、満たされているものと思われませんが、設置後において周辺に及ぼす影響等の安全保全の確保ということが必要ではあるまいかということで、現地を見て感じております。

以上のような状況でございます、よろしく審議をお願いします。

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第44号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、2番について、ご説明いたします。

申請人は、市内に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うため申請地を購入し、パネル設置面積375.64平方メートル、発電出力38.5キロワットの太陽光パネル196枚を設置するものです。

申請地は、日当たりが良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●支所から北東へ約780メートルに位置し、所在は大字●●字●●464番1、地積は1,239平方メートルで、地目は「田」です。

こちらが、分間図です。

続きまして、土地利用計画図です。

最後に、申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準につきまして、ご説明いたします。

先ず、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

第9番の岩田です、議案第44号2番について補足説明します。

岩田 実委員

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による、農地転用の権利移動申請になります。

12月1日、譲渡人の親族の方と現地確認をしました。

地目は田で、1,239平方メートルです。

現状は、10年前から作付けされていないとのことですが、草刈はされていません。

12月3日に譲渡人と、電話にて意思確認をしました。

12月5日譲受人とは、電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図等は、先ほどの事務局の説明のとおりで、問題ないと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

事務局次長

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第44号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、3番について、ご説明いたします。

申請人は、玖珂郡和木町に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うため申請地を購入し、パネル設置面積505.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル264枚を設置するものです。

申請地は、概ね日当たりも良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも近接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●支所から南へ約300メートルに位置し、所在は大字●●字●●646番1、地目は「田」、地積は1,778平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。河川から20m以内が河川管理区域であることから、この区域における工作物設置につきましては、河川法第55条の許可が必要となります。現在、許可申請を行っているところですが、本件は、近接する河川管理道が申請地より約2.8メートル高い位置にあり、通行する車等から落下物の危険があること、また、電柱や南側の山林の陰が、この河川管理区域と重複することから、あらかじめ、設置しないこととしています。

最後に、現地の写真です。

次に、農地転用許可基準につきまして、ご説明いたします。

先ず農地区分は、概ね300メートル以内に支所がある、第3種農地に該当いたします。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等については、先程も申し上げましたとおり、現在、河川法第55条許可申請中です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

第9番の岩田です、議案第44号3番について補足説明します。

岩田 実委員

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による、農地転用の権利移動申請になります。

11月30日、譲渡人と現地で意思確認及び現地確認をしました。

地目は田で、1,778平方メートルです。

10数年前から稲作栽培はされておらず、年2～3回の草刈はしているとのことで、調査時にもなされていました。

草刈管理も困難となってきたところへ、太陽光発電業者から譲り受けの希望があったため、売却することにしたそうです。

12月6日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図等は、先ほどの事務局の説明のとおりです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

事務局次長

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第44号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、4番について、ご説明いたします。

申請人は、広島市に居住する個人の太陽光発電事業者です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積229.98平方メートル、発電出力33.0キロワットの太陽光パネル120枚を設置するものです。申請地は、日当たりも良く、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●●支所から南西へ約1.7キロメートルに位置し、所在は大字●●●●●字●●●●2766番1、地積は152平方メートル、同じく2766番2、地積は270平方メートル、同じく2766番3、地積は15平方メートル、同じく2767番1、地積は240平方メートルで、合計677平方メートルになります。地目はどれも「田」です。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

なお、申請地に隣接する2766番4、地目は雑種地ですが、これを一体利用するため、事業面積は全体で697平方メートルになります。

最後に、現地の写真です。

次に、農地転用許可基準につきまして、ご説明いたします。

まず、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2



項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番

3番高橋です、4番について補足説明します。

高橋 恵委員

12月4日に譲渡人と現地にて確認いたしましたので報告します。

なお、譲受人とは遠方のため、電話にて確認いたしました。

申請地の田、4筆とも長い間耕作されておらず雑草が繁茂しておりました。

譲渡人は、今後も耕作することができないとのことで、管理が困難になっていたところ、譲受人から申請地が太陽光発電事業に適しているとのことで、譲り受けの希望があったため、売却を決め今回の申請になりました。

今回申請は、田の4筆のほかに、2766番2に隣接している20平方メートルの雑種地も含めて太陽光発電に利用されるとのことです。

書類等も完備されておりますので、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

事務局次長

続きまして、議案第44号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、5番について、ご説明いたします。

申請人は、広島市に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積429.30平方メートル、発電出力44.0キロワットの太陽光パネル224枚を設置するものです。

申請地は、日当たりが良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●●支所から東へ約1.7キロメートルに位置し、所在は大宇●●●●字●●●●1395番1、地目は「田」で、地積は1,229平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

最後に、現地の写真です。

次に、農地転用許可基準につきまして、ご説明いたします。

まず、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現

事務局代読

地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯委員の補足説明について、事務局より代読いたします。

第5条許可申請に伴う調査について報告します。

譲渡人に電話にて確認、農地の維持管理が困難になったため、譲受人より用地利用に適しているとの要望があり、双方で話し決めたとのこと。

他の農地への水路等の影響は無いと思われるので審議をお願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第44号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、6番について、ご説明いたします。

申請人は、市内でゴルフ場事業を経営する法人です。

現在、駐車場が不足しており、業務拡大も考慮して、申請地の譲渡を申し入れたところ、譲渡人も、申請地の管理に困っていたため、これに応じたものです。

申請地は、●●総合支所から南西へ約590メートルに位置し、所在は大宇●●字●●●1698番1、地目は「田」、地積は872平方メートル、同じく1699番2、地目は「畑」、地積は103平方メートルで、合計975平方メートルになります。

こちらが、地籍図です。

次に、土地利用計画図です。

申請地に盛土をし、17台分の駐車区画を計画しています。なお、車両の

進入は、隣接地の既存の進入路を利用いたします。

最後に、現地の写真です。

次に、農地転用許可基準につきまして、ご説明いたします。

先ず、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

歳光 時正委員

14番歳光です、議案第44号農地法5条の規定による許可申請番号6について、11月29日に現地確認を行いました。

現地は、近年湧き水の出が少なく、ポンプによる水稻の作付を余儀なくされた土地であり、今回譲受人からの話があり、駐車場にするとということです。

約17台の駐車場を作り、業務拡大をする計画であります。

山と道路に隔離された土地であり、調査項目に従い調査を行いましたが、問題ないと思います。

よろしくお願ひし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第45号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いします。

それでは、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

令和元年12月6日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の、別紙1の「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長 (西田会長)

それでは、議案につきましては、農林課の大木主査が来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大木主査、お願いいたします。

農林課

11月より担当になりました、農林課の大木と申します。

大木主査

それでは、議第45号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。

本日は10月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、1月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、向道地区・湯野地区・勝間地区の3地区におきまして6件、15筆の案件でございます。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 (西田会長)

ありがとうございました。

只今の45号の案件につきまして、質疑を行います。

松田 孝行委員  
農林課 大木主査  
議長（西田会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

利用計画の期間は、10年や5年がありますが、何年からでしょうか。

3年以上からです。

その他、特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第45号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第47号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いします。

報告第47号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページから10ページをお願いします。

報告第48号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は14件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第48号を終わります。

続きまして、報告第49号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。

報告第49号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は4件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第49号を終わります。

続きまして、報告第50号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いします。

報告第50号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

議長（西田会長）

今回は1件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で報告第50号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第12回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午後16時25分）



上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和元年12月6日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 岩 田 実

委 員 高 橋 恵